

令和3年8月26日

夏季休業明け帰寮時の対応について

寮務主事

新型コロナウイルスの感染状況は全国的に未だ拡大傾向にあり、鹿児島県も「まん延防止等重点措置」が適用されました。特に霧島市は状況が深刻で、対策を強化する区域に指定されました。

夏季休業以前は、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」などが発出されている感染拡大地域からの帰寮に関して、対象者には1週間の県内待機などをお願いしていましたが、霧島市も同じような状況となりましたので、これに伴い以下のように変更します。

感染拡大地域で発出されている措置に応じて次のように感染状況のレベル付けを行う。

緊急事態宣言>まん延防止等重点措置>自治体独自の緊急事態宣言など

①鹿児島県より感染レベルの高い地域からの帰寮者については、下記のいずれかを求める。

- ・帰寮前1週間の県内待機
- ・帰寮前2日間以内に実施したPCR検査の陰性証明の提示
- ・2回のワクチン接種済み証明の提示。(ただし、2回目の接種終了後、1週間以上の経過が必要。)

②鹿児島県と同等レベル以下の地域からの帰寮者については、県内からの帰寮者と同じと見なす。

なお、感染状況のレベルに関しては、開寮前日の状況を適用する。また、県内在住者も県外へ出かけた場合は上記①を適用する。

夏季休業期間中もマスク着用や手指消毒など、感染予防に努めていると思いますが、Formsへの検温入力（「学生課からのお知らせ」コース参照）も再開される9月下旬からは、外出を極力控えるなど、より一層の対策をお願いします。また、ワクチン接種が終了した寮生も、これを過信せず同じように感染予防には継続して努めてください。

学生寮が安心して過ごせる場であるためには、寮生全員が一体となった取り組みが必要です。お互いを思いやる気持ちをもって協力をお願いします。